

# 令和7年さぬき市議会第4回定例会議案

令和7年12月4日提出

## 市長提出議案

- 議案第55号 令和7年度さぬき市一般会計補正予算（第5号）について  
議案第56号 令和7年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
議案第57号 令和7年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について  
議案第58号 令和7年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第1号）について  
議案第59号 令和7年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第1号）について  
議案第60号 令和7年度さぬき市病院事業会計補正予算（第2号）について  
議案第61号 さぬき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第62号 さぬき市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第63号 さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
議案第64号 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について  
議案第65号 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
議案第66号 さぬき市職員等の旅費に関する条例の一部改正について  
議案第67号 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
議案第68号 さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部改正について  
議案第69号 さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について  
議案第70号 さぬき市火入れに関する条例の一部改正について  
議案第71号 さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について  
議案第72号 大川広域行政組合の共同処理する事務の変更及び大川広域行政組合規約の一部変更について

- 議案第 7 3 号 さぬき市過疎地域持続的発展計画について
- 議案第 7 4 号 さぬき市斎場の指定管理者の指定について
- 議案第 7 5 号 さぬき市地域福祉センター外 2 施設の指定管理者の指定について
- 議案第 7 6 号 さぬき市障害者就労支援施設の指定管理者の指定について
- 議案第 7 7 号 さぬき市鴨庄漁村センターの指定管理者の指定について
- 議案第 7 8 号 さぬき市研修センターの指定管理者の指定について
- 議案第 7 9 号 さぬき市新農村地域定住促進施設の指定管理者の指定について
- 議案第 8 0 号 さぬき市国民宿舎施設外 1 施設の指定管理者の指定について
- 議案第 8 1 号 さぬき市自然休養村施設外 1 施設の指定管理者の指定について
- 議案第 8 2 号 さぬき市健康生きがい施設の指定管理者の指定について
- 議案第 8 3 号 道の駅ながおの指定管理者の指定について
- 議案第 8 4 号 さぬき市志度音楽ホールの指定管理者の指定について
- 議案第 8 5 号 さぬき市末ふれあいひろばの指定管理者の指定について

議案第 55 号

令和 7 年度さぬき市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 7 年度さぬき市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 56 号

令和 7 年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号) について

令和 7 年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を別冊のとおり定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 57 号

令和 7 年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第 1 号) について

令和 7 年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 58 号

令和 7 年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算  
(第 1 号) について

令和 7 年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 59 号

令和 7 年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算  
(第 1 号) について

令和 7 年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 60 号

令和 7 年度さぬき市病院事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度さぬき市病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 61 号

さぬき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について

さぬき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

# さぬき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

## (最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

## (最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

## (最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

## (乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を

公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。  
(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消防に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るために、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、

当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10 第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。  
(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児

等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（一般型乳児等通園支援事業の設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次アからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(一般型乳児等通園支援事業の職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合で

あって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（一般型乳児等通園支援事業における設備及び職員の基準の特例）

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

（一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（一般型乳児等通園支援事業における保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）（保育所に係るものに限る。）
  - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年香川県条例第64号）
  - (3) 幼保連携型認定こども園 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）
  - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第19号）（居宅訪問型保育事業に係るものと除く。）
- （準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 乳児等通園支援事業の認可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行なうことができる。

議案第 62 号

さぬき市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例  
の制定について

さぬき市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 24 日提出

さぬき市長 大山茂樹

# さぬき市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

## (一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## (利用定員に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通

園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の

申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

- 第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

- 第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならぬ。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

- 第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切

な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等

支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第

30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられ

た当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法  
(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合  
にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられた  
ファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する  
ファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出  
力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとする  
ときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対  
し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方  
法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給  
付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない  
旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定  
する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等  
支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得  
について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、  
及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」とい  
う。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項に  
おいて準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交  
付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項  
を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意  
を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは  
「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各  
号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、  
「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供す  
る」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とある  
のは「第6項において準用する第2号各号」と、前項中「前項」とあるのは「第  
6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わ  
ない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定によ  
る書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 3 号

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 24 日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年さぬき市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び市長」を「、市長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報をを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条第2項中「、利用特定個人情報」を「、同表の第4欄に掲げる特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該利用特定個人情報」を「当該特定個人情報」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者を特定する情報を管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1中

「

8	教育委員会	特別支援学級等に就学する児童、生徒等の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの
9	教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助（以下「就学援助」という。）に関する事務（法別表27の項に掲げる事務に係るものを除く。以下同じ。）であって教育委員会が別に定めるもの

」

を

「

8	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9	教育委員会	特別支援学級等に就学する児童、生徒等の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの

」

に改め、同表に次のように加える。

10	教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助（以下「就学援助」という。）に関する事務（法別表40の項に掲げる事務に係るものを除く。以下同じ。）であって教育委員会が別に定めるもの
11	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの

別表第1備考中「8の項及び9の項」を「9の項及び10の項」に改める。

別表第2の1の項特定個人情報の欄を次のように改める。

生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定め

のもの
母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例による重度心身障害者等医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者等医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第2の2の項中

「

重度心身障害者等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

重度心身障害者等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

「  
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の3の項中

「

子ども医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

子ども医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の5の項及び6の項中

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の7の項中

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の8の項中

「

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」を

「

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の9の項中

「

重度心身障害者等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

重度心身障害者等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の10の項中

「

国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「

国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の11の項中

「

重度心身障害者等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

重度心身障害者等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の12の項及び13の項中

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の14の項中

「  
障害者福祉サービス等情報であって  
規則で定めるもの  
」を

「  
障害者福祉サービス等情報であって  
規則で定めるもの  
住登外者宛名情報であって規則で定  
めるもの  
」に改め、同表の 15 の項中

「  
中国残留邦人等支援給付等関係情報  
であって規則で定めるもの  
」を

「  
中国残留邦人等支援給付等関係情報  
であって規則で定めるもの  
住登外者宛名情報であって規則で定  
めるもの  
」に改め、同表の 16 の項中

「  
介護保険給付等関係情報であって規  
則で定めるもの  
」を

「  
介護保険給付等関係情報であって規  
則で定めるもの  
住登外者宛名情報であって規則で定  
めるもの  
」に改め、同表の 17 の項中「貸付けに關  
する情報」の次に「（以下「給付金支給等関係情報」という。）」を加え、「福祉  
手当に関する情報」を「福祉手当の支給に関する情報（以下「福祉手当関係情報」  
といふ。）」に、「）に関する情報」を「）の支給に関する情報（以下「児童手当  
等関係情報」といふ。）」に、

「  
 中国残留邦人等支援給付等関係情報  
 であって規則で定めるもの

」を

「  
 中国残留邦人等支援給付等関係情報  
 であって規則で定めるもの  
 住登外者宛名情報であって規則で定  
 めるもの

」に改め、同表に次のように加える。

1 8	市長	住登外者宛名番号管理 機能による住登外者の 情報の管理に関する事 務であって規則で定め るもの	国民健康保険給付関係情報であって 規則で定めるもの
			後期高齢者医療給付関係情報であつ て規則で定めるもの
			生活保護関係情報又は外国人生活保 護関係情報であって規則で定めるも の
			児童扶養手当関係情報であって規則 で定めるもの
			給付金支給等関係情報であって規則 で定めるもの
			福祉手当関係情報であって規則で定 めるもの
			地方税関係情報であって規則で定め るもの
			養育医療関係情報であって規則で定 めるもの
			児童手当等関係情報であって規則で 定めるもの
			介護保険給付等関係情報であって規 則で定めるもの

			障害福祉サービス等情報であって規則で定めるもの
			国民年金給付関係情報であって規則で定めるもの
			子ども医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
			ひとり親家庭等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
			重度心身障害者等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
			軽度・中度等の難聴児に対する補聴器購入費用の助成に関する情報であって規則で定めるもの
19	教育委員会	特別支援学級等に就学する児童、生徒等の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
20	教育委員会	就学援助費に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
21	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
22	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の	特別支援学級等に就学する児童、生徒等の保護者に対する就学奨励費の

		情報の管理に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの	支給に関する情報であって教育委員会が別に定めるもの
			就学援助費に関する情報であって教育委員会が別に定めるもの
			学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会が別に定めるもの

別表第3の3の項中「（昭和33年法律第56号）」を削り、同表中4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---	-------	---	----	----------------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部改正について

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成14年さぬき市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「その旅行について」を「規則に定めるもののほか、」に、「別表の旅行雑費及び宿泊料を」を「旅費をさぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号。第10条において「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により」に改め、同条第2項を削る。

第10条中「さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）」を「給与条例」に改める。

別表を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行（施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行を含む。）については、なお従前の例による。

議案第 65 号

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条中「別表」を「規則」に改める。

別表を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行（施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行を含む。）については、なお従前の例による

議案第 66 号

さぬき市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市職員等の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議  
会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員等の旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第8条」に、「第13条—第26条」を「第9条—第21条」に、「第27条」を「第22条」に、「第28条—第30条」を「第23条—第26条」に改める。

第2条第1項第4号及び第5号を削り、同項第6号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号中「採用された」を「新たに採用された」に改め、同号を同項第5号とし、同項第8号中「若しくはその扶養親族」を削り、「遺族」を「その遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「以下」を「次号において」に、「主として職員の収入によって」を「職員と」に、「維持している」を「一にする」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第10号を第8号とし、同条第2項を削る。

第3条第7項中「第1項、第2項及び前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、その扶養親族を含む。次項において同じ。）が、その出発前に旅行命令若しくは旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した」を「次に掲げる」に、「において」を「には」に改め、「金額があるときは、その」を削り、「なった金額」を「なる金額又は支出をする金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第1項、第2項及び前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等（旅行命令又は旅行依頼をいう。同条及び第5条において同じ。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合
  - (2) 第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合
  - (3) 第1項並びに第2項第1号及び第2号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第16条、第18条第1項及び第20条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 第3条第8項中「、第4項、第5項及び第6項」を「及び第4項から第6項ま

で」に、「旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 旅行中の天災又は交通事故その他の当該者の責めに帰することができない事情
- (2) 前項第3号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第4項中「を記載し、これを当該旅行者に提示して」を「の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知して」に改め、同項ただし書中「その旅行に関し必要な事項を記載し、これを提示」を「当該事項の記載又は記録をし、これを通知」に、「その旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に掲示しなければ」を「当該事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知しなければ」に改める。

第6条の見出しを「（旅費の種目及び内容）」に改め、同条第1項中「普通旅費の種類」を「旅費の種目」に、「車賃、旅行雑費及び宿泊料とする」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、第9条から第18条までに定めるところによる」に改め、同条第2項から第7項までを削る。

第7条を削る。

第8条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び内容に基づき」を加え、同条を第7条とする。

第9条から第11条までを削り、第12条を第8条とする。

第13条第1項中「の額」を削り、「県外旅行にあっては乗車に要する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）並びに次に掲げる急行料金、特別車両料金、座席指定料金及び寝台料金によるもの」を「鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用」に、「県内旅行にあっては運賃及び第1号に掲げる急行料金によるもの」を「その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 特別車両料金

- (4) 座席指定料金
- (5) 寝台料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第13条第2項中「に規定する急行料金」を「に掲げる運賃の額の上限」に、「普通急行列車又は特別急行列車（以下この条において「急行列車」という。）を運行する線路による旅行で当該急行列車の乗車区間が片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給」を「運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額と」に改め、同条第3項から第5項までを削り、第2章中同条を第9条とする。

第14条中「の額」を削り、「次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による」を「船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同条第1号中「運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の」を削り、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った」を削り、同号を同条第2号とし、同条第5号中「第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行において任命権者が特に必要と認めたときには、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、」を削り、同号を同条第3号とし、同条第6号中「座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、」を削り、同号を同条第4号とし、同条に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第14条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

第14条を第10条とする。

第15条中「の額」を削り、「現に支払った旅客運賃による」を「航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同条に次の各号を

加える。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第15条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

第15条を第11条とし、同条の次に次の4条を加える。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第3号に掲げるその他の移動に直接要する費用であって、実費額によることができない費用の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち市長が定めるものをいう。）を運転して旅行した場合 路程1キロメートルにつき20円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 路程1キロメートルにつき30円

3 前項の規定による費用の額は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊

に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、800円とする。

4 旅行者が、旅行中その住所又は居所若しくはこれに相当する場所に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第16条から第18条までを次のように改める。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年

以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第19条から第22条までを削る。

第23条第2項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第19条とする。  
第24条を削る。

第25条中「次に規定する旅費と」を「退職等の日の翌日から3日以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものと」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第25条を第20条とする。

第26条第1項中「第3条第2項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「次に規定する旅費」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同項各号を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条を第21条とする。

第3章中第27条を第22条とする。

第28条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条を第24条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、第12条第2項に規定する費用を除く。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条（第12条第2項及び第3項を除く。）及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第29条中「若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条」を「又は第64条」に、「若しくは第64条又は船員法第48条」を「又は第64条」に改め、「又は費用」及び「若しくは費用に相当する金額」を削り、同条を第25条とし、第30条を第26条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後のさぬき市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行（施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行を含む。）については、なお従前の例による。

3 新旅費条例第3条第7項及び第8項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前のさぬき市職員等の旅費に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

##### (さぬき市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

4 さぬき市証人等の実費弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「旅行雑費」を「宿泊手当」に改める。

議案第 67 号

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例  
の一部改正について

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年さぬき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別表」を「規則」に改める。

別表を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行（施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行を含む。）については、なお従前の例による。

議案第 68 号

さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部改正について

さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部を改正する条例

(さぬき市印鑑条例の一部改正)

第1条 さぬき市印鑑条例（平成14年さぬき市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

(さぬき市手数料条例の一部改正)

第2条 さぬき市手数料条例（平成14年さぬき市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

### 附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

議案第 69 号

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例等の一部改正について

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律  
第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

さぬき市火入れに関する条例の一部改正について

さぬき市火入れに関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市火入れに関する条例の一部を改正する条例

さぬき市火入れに関する条例（平成14年さぬき市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき、又は強風注意報、乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第71号

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の  
一部改正について

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部を別紙  
のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条  
第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例（平成14年さぬき市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第7条」を「第6条」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第4項中「第10条」を「第9条」に改め、同条第6項中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1及び別表第2中「第13条」を「第12条」に改める。

第2条 さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該年度において活動実績のない団員には、年額報酬は支給しない。

第12条第5項中「、一の年度において規則で定める期間ごとに」を削り、「分割して」を「当該年度分をその年度終了後に」に、「それぞれの期間中に」を「一の年度において規則で定める期間ごとに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 消防団員の令和7年度分の報酬の支給については、なお従前の例による。

議案第72号

大川広域行政組合の共同処理する事務の変更及び大川広域  
行政組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係市と協議の上、大川広域行政組合の共同処理する事務を変更し、別紙のとおり大川広域行政組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

## 大川広域行政組合規約の一部を変更する規約

大川広域行政組合規約（昭和45年香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「、老人デイサービスセンター」を削り、同号を同条第7号とし、同条第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号ア中「法第46条第1項」を「法第171条第1項」に改め、同号イ中「法第47条第1項」を「法第172条第1項」に改め、同号ウ中「法第47条の2第1項」を「法第173条第1項」に改め、同号を同条第11号とし、同条第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

「	同条第2号から第4号まで及び第10号の負担金	」	「	同条第2号、第3号及び第9号の負担金	」
	同条第5号、第6号及び第12号から第14号までの負担金			同条第4号、第5号及び第11号から第13号までの負担金	
	同条第7号の負担金			同条第6号の負担金	
	同条第8号の負担金			同条第7号の負担金	
	同条第9号の負担金			同条第8号の負担金	
	同条第11号の負担金			同条第10号の負担金	

「

老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業 全額 さぬき市	」	を
---	---	---

「

老人介護支援センター、居宅介護支援事業  
全額 さぬき市

に改める。

」

#### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第12号アからウまでの改正規定は、香川県知事の許可のあった日から施行する。

議案第73号

さぬき市過疎地域持続的発展計画について

さぬき市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第74号

さぬき市斎場の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市斎場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市斎場

2 指定管理者となる団体

名称 株式会社五輪

所在地 富山県富山市奥田新町12番3号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 議案第75号

### さぬき市地域福祉センター外2施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市地域福祉センター外2施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

#### 1 公の施設の名称

さぬき市地域福祉センター  
さぬき市軽費老人ホーム  
長尾老人福祉センター

#### 2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会  
所在地 香川県さぬき市寒川町石田東甲935番地1

#### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第76号

さぬき市障害者就労支援施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市障害者就労支援施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市障害者就労支援施設

2 指定管理者となる団体

名称 社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会

所在地 香川県さぬき市寒川町石田東甲935番地1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第77号

さぬき市鴨庄漁村センターの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市鴨庄漁村センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市鴨庄漁村センター

2 指定管理者となる団体

名称 小方自治会

所在地 香川県さぬき市鴨庄4381番地7

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第78号

さぬき市研修センターの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市研修センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称  
さぬき市研修センター

2 指定管理者となる団体  
名 称 小方自治会  
所在地 香川県さぬき市鴨庄4381番地7

3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第79号

さぬき市新農村地域定住促進施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市新農村地域定住促進施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市新農村地域定住促進施設

2 指定管理者となる団体

名称 株式会社さぬき市S A公社

所在地 香川県さぬき市津田町鶴羽939番地1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 80 号

さぬき市国民宿舎施設外 1 施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市国民宿舎施設外 1 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市国民宿舎施設  
道の駅津田の松原

2 指定管理者となる団体

名 称 株式会社さぬき市 S A 公社  
所在地 香川県さぬき市津田町鶴羽 939 番地 1

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 81 号

さぬき市自然休養村施設外 1 施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市自然休養村施設外 1 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市自然休養村施設

さぬき市農林漁業体験実習館

2 指定管理者となる団体

名 称 株式会社さぬき市 S A 公社

所在地 香川県さぬき市津田町鶴羽 939 番地 1

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第82号

さぬき市健康生きがい施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市健康生きがい施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市健康生きがい施設

2 指定管理者となる団体

名 称 株式会社さぬき市S A公社

所在地 香川県さぬき市津田町鶴羽939番地1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第83号

道の駅ながおの指定管理者の指定について

次のとおり道の駅ながおの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

道の駅ながお

2 指定管理者となる団体

名称 前山地区いきいき事業協議会

所在地 香川県さぬき市前山940番地12

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第84号

さぬき市志度音楽ホールの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市志度音楽ホールの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市志度音楽ホール

2 指定管理者となる団体

名 称 公益財団法人さぬき市文化振興財団

所在地 香川県さぬき市鴨庄4610番地44

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 85 号

さぬき市末ふれあいひろばの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市末ふれあいひろばの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市末ふれあいひろば

2 指定管理者となる団体

名称 末ふれあいひろば管理運営委員会

所在地 香川県さぬき市末 1295 番地 1

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで